

平成23年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成23年6月28日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第44号 高浜市税条例の一部改正について  
議案第45号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第46号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第2回）  
請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願  
陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情  
陳情第5号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を求める陳情  
陳情第6号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情  
陳情第7号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情
- 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件について  
日程第3 議会改革特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	杉 浦 幸 七
教 育 長	岸 上 善 徳
経営戦略グループリーダー	深 谷 直 弘
危機管理グループリーダー	亀 井 勝 彦
地 域 協 働 部 長	加 藤 元 久
財務評価グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	森 野 隆
収納グループリーダー	内 藤 克 己
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
文化スポーツグループリーダー	山 本 時 雄
都 市 政 策 部 長	小笠原 修
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	神 谷 晴 之
行 政 管 理 部 長	大 竹 利 彰
人事グループリーダー	鈴 木 信 之
行政契約グループリーダー	内 田 徹
情報管理グループリーダー	時 津 祐 介
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
監査委員事務局長	鶴 殿 巖

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
-------------	---------

主 査 杉 浦 俊 彦

#### 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、内藤皓嗣議員。

14番、内藤皓嗣議員。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 登壇〕

○総務建設委員長（内藤皓嗣） それでは、御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月20日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案4件と陳情2件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第44号 高浜市税条例の一部改正については、質疑がありませんでした。

議案第45号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、結核は治りにくい病気ですが、なぜ90日になったのかとの問いに、結核性疾患の罹患率や平均入院日数が低下傾向にあるという状況にあり、また民間企業において、病気の種類によって休暇期間の取り扱いが異なる企業が非常に少ないということ、そして長期間の療養を必要とする場合は病気休暇の後に、病気休職により引き続き勤務をしないことができるため、特例的な上限期間を設けなくても十分対応できるためとの答弁でした。

議案第46号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、現在、臨時職員で該当する方は何名いるかとの問いに、今回の条例の一部改正は非常勤職員のごく一部の方が対象と

なっており、臨時職員は育児休業をとることができません。したがって、臨時職員の数は今資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんとの答弁でした。

議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、電算管理費の電算室工事請負等の関係で、市役所では水害等とは関係のないところに電算室があるわけだが、いきいき広場のある1階に移設ということで水害の心配をするわけですが、水対策についてどのように考えているかとの問いに、大雨時の流入対策として、入り口のかさ上げや床面のフリーアクセスという形で十分配慮してまいりたいとの答弁でした。また、夜間の無人時の警備対策はどの問いに、セキュリティー面で警備委託を予算計上しているところですよとの答弁でした。また、電算室を本庁4階から防災管理的に移転するということは、本庁舎の耐震化といった問題についても一歩踏み込んで早い時期に方向性を出していただきたいと思うがとの問いに、本庁舎を耐震化する、もしくは別の形にするか選択肢はあるわけですが、電算室は一度稼働をし始めると、とめることが大変難しいわけですので、今回電算室を移転することにより、選択肢が広がるものと考えています。また防災の関心が高まっている中、市庁舎の問題も避けて通れない、昨年より繰越金を公共施設に対応すべく積み立てているところですよとの答弁でした。

陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情では、反対意見として、国や自治体は住民福祉の増進、充実に努めていると考えており、厳しい財政状況の中、これ以上の充実というのは疑問であるとの意見でした。

また、別の委員より、いろんな項目がある中、暮らしを破壊する道州制の導入は行わないでくださいとあるが、今回の東北の災害復興が大変おくられているわけですが、その理由の一つとして、中央政府の速やかな財源手当てができない、またさまざまな規制に縛られて、実情に即した復興計画がとられなかった。東北が道州制なり特区が実施されていれば財源と権限が移譲され、早く復興が進んだとも考えられるので、道州制が暮らしを破壊する制度とは決めつけられないので、反対との意見。

賛成意見として、1番目の働く者の権利を守り云々の最低賃金を時間額1,000円以上にしてほしいでは、日本の最低賃金は先進国の中でも最低ですから、ぜひ変えてほしい。2番目の住民の暮らしを守り云々では、住宅リフォームの助成制度の創設は、大きな経済効果があることはわかっているので、ぜひやっていただきたい。3番目の平和憲法云々のところでは、世界で唯一被爆している日本の果たすべき役割は大変大事になっている。高浜市が非核自治体宣言をするなど世界にアピールするためにも賛成。また、4番目のTPPの参加についても、賛成との意見でした。

陳情第6号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情では、反対意見として、項目1については、3事業の一体経営は効率的ではない、2のユニバーサルサービスの義務づけについては、どの国を見ても民間金融機関にそれを義務づけしている国はありません。3については、現状において、郵便、貯金、保険サービスを過疎地を含め提供しているのではないかと。また、利用者への利便性

向上と利用環境の改善への取り組みが感じられますので、この陳情には反対との意見。

賛成意見としては、継続法案として今国会にも出されている郵政改革関連法案は、一定の前進的内容になっているが、貯金、簡保においてはユニバーサルサービスが義務化されていない。また、3事業が一体経営になっていないなど、大事な問題となっているので賛成との意見でした。

そして、趣旨採択として、3事業を一体経営にするという抜本的な見直しには反対ではあるが、山間部の郵便局の統廃合によるサービスの低下も見られるので、この点で見直しも必要であると考えてるので、趣旨採択との意見でした。

採決の結果を申し上げます。

議案第44号は、挙手全員により原案可決。

議案第45号は、挙手多数により原案可決。

議案第46号及び議案第47号は、いずれも挙手全員により原案可決。

陳情第4号及び陳情第6号は、いずれも挙手少数により不採択となりました。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔総務建設委員長 内藤皓嗣 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、幸前信雄議員。  
6番、幸前信雄議員。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 登壇〕

○福祉文教委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をいたします。

去る6月21日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案1件、請願1件、陳情2件について審査しましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、委員より、24時間対応定期巡回随時サービス事業の委託先、モデル事業として検証後のサービスは継続されるのか、またヘルパー人員は確保されるのかとの問いに、委託先としては、社会福祉協議会を考慮しており、現行社会福祉協議会で24時間対応のホームヘルプサービスを行っており、現行の制度で20分未満の訪問が行えないなどの点を再構築するものであり、人の増員が特に必要との認識はないとの答弁でした。

別の委員より、この事業を実施するに当たり、事業実施主体となる市町村は、検討委員会を設置しなければならないと聞いていますが、その準備はとの問いに、学識経験者、サービス提供事

業者、訪問介護の事業者、家族を含めた利用対象者を想定し、検討委員会の設置を考えていますとの答弁でした。

また、別の委員より、高浜市にとってどれほどの必要性があると考えているのか、日中独居となる方へのサービス提供、将来的に民間事業者のサービス提供の可能性はどの問いに、市内事業所に勤務している介護専門支援員の方全員にアンケートしたところ、8割弱の方から事業展開が必要との回答をいただいているとのこと、日中独居になる方について対象となると考えており、高浜市なりにやっていける方法を検証し、国に報告していきたいと考えており、民間事業者から申請があった場合も保険者として監視、指導を行っていくことになると考えているとの答弁でした。

委員より、老人成人保健事業の健康診査委託料が補正予算として計上されているが、どれくらいの件数を想定しているかとの問いに、今回大腸がん検診を節目検診として40から60までの5歳刻みで実施し、対象者は2,850人のうち受診率20%を想定しているとの答弁。さらに、受診率20%は、向上した上での想定かとの問いに、子宮がん、乳がんの検診実績がおおむね20%ということで、今回も同様の計上をしたとの答弁でした。

委員より、防災活動事業の木造住宅耐震改修補助金・補強計画補助金は、緊急支援事業での上乗せなのか、また対象件数はどの問いに、県の補助の増額ということで、現状の60万円に30万円上乗せという形で緊急対応の国の分と同等の扱いという形で考えており、一般世帯5件、高齢者障がい者世帯5件の10件分の補正との答弁でした。

請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願につきましては、委員より、決算委員会等で介護保険事業計画について、その達成率を当局に確認していますが、いずれの年も100%近い達成率との回答もあり、介護給付の見込みは誤っているとは思えないので、この請願には反対との意見。

別の委員より、介護保険制度がスタートしてから、サービスの利用の増加により、給付金・給付費の増加・介護保険の上昇があり、厳しい一面も抱えているが、低所得者の負担軽減についても実施されており、この請願には反対との意見。

別の委員より、サービスを向上させた上で、その費用も下げろという矛盾した内容であり、反対との意見。

別の委員より、県下一高い介護保険料に高浜市民は苦しんでおり、介護給付準備金を取り崩せば保険料の引き下げは可能と考えるので、この請願には賛成との意見が出されました。

陳情第5号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を求める陳情について、ある委員より、市民サービスの民営化や民間委託によってもうけを優先されると、もうからなくなると、やめることにつながることを、憲法擁護平和施策の充実について共感できるので、賛成との意見。

別の委員より、憲法9条の精神は必要だが、自衛隊の位置づけ、活動範囲を考えるべきとの立場から、この陳情には反対。

別の委員より、民営化民間委託を行わないでくださいとあるが、民間の能力を活用し、サービスを低下させずに、限られた財源で最大の効果を出していくことが必要であると考えてるので、反対との意見。

別の委員より、よりよい住民サービスを提供するためには、民間の力をかりて効率的効果的に実施する必要があると考えてるので、この陳情には反対との意見が出されました。

陳情第7号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情について、委員より、陳情の趣旨は理解できるが、適正に行われているので、趣旨採択との意見。

別の委員より、教育に対して政治が簡単に口を出してはいけないと考えるので、趣旨採択との意見。

別の委員より、教育委員会は独立した機関と承知しており、個人で教育委員会に意見を言えばよいと考えるので、この陳情には反対。

別の委員より、教育委員会の権限でしっかりと調査研究の上、教科書採択されていると考えるので、この陳情には反対との意見が出されました。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第47号につきましては、挙手全員により原案可決されました。

次に、請願第2号は、挙手少数により不採択。

次に、陳情第5号は、挙手少数により不採択。

次に、陳情第7号は、挙手多数により趣旨採択となりました。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案・請願・陳情に対する審査の経過と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で御報告を終わります。

〔福祉文教委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党議員団を代表して、反対討論

を行います。

議案第45号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

本案は、病気休暇の上限期間について、結核性疾患による場合にかかる1年の特例を廃し、一律に90日にするとともに、病気休暇にかかる期間の範囲、給料の計算その他給与の減額に関し必要な事項は市長が規則で定めることとするというものでありますが、これは、結核性疾患の罹患率や入院日数がこのところ低下傾向にあるため、結核を取り巻く環境が病気休暇の特例的な上限期間を設けなくても十分対応できるとして今回の改正となったとの説明でした。

結核性疾患は、昭和20年代まで猛威を振っていたのが、医学の進歩や予防医学の徹底などのために、結核疾患そのものがなくなったかと思われるようになるほど罹患率も下がっていました。しかし、最近では、またふえていると言われています。医者の方にも結核疾患だということに気がつかないことがあり、気がついた場合にはひどくなっていたという事例もあると言われています。さらに、菌が出ない場合でも、安静にしていなければならなかったり、栄養をしっかりとらなければいけなかったりします。そのような場合に、療養期間を90日に短くしてしまうと、安心して療養することができなくなってしまいます。幾らその後、病気休職期間があるといっても、1年間病気休暇の期間があっても、しっかり休むことができるのと、3カ月間しか病気休暇期間がないのでは、療養する上で心構えも違ってきます。

現公務員の補償制度を低下させる本案に賛成することはできません。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願について、市政クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

今まで市政クラブとして、決算特別委員会等で介護保険事業計画に対する達成率を当局に質問し、いずれの年度も100%近い達成率と聞いており、介護給付費の見込みは決して誤っているとは考えていません。

今後、高齢化の一層の進展による介護給付増による介護保険料の自然増も必至であり、第5期介護保険料上昇も避けられない中、現在国が示している上昇緩和策については、都道府県に設置されている財政安定化基金の余裕分の取り崩しや介護給付費準備基金の取り崩しが既に示されており、利用料においても、低所得者対策は制度の枠組みの中で既に講じられております。

また、さきの常任委員会の中では、介護保険料を下げるために、上乘せ、横出しサービスについて、福祉施策であればできるとの意見がありましたが、上乘せは、介護保険サービスの中でのサービスであり、介護保険法により、65歳以上の方々の負担と定められており、一般施策で実施することは、自助を基本としながら相互扶助によって賄うという社会保険方式の介護保険制度の



根幹を揺るがすこととなります。

横出しサービスにおいては、おおむね、市の一般財源で実施しています。

以上のことから、この請願には反対いたします。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長の許しを得ましたので、日本共産党市議団を代表して、賛成討論をいたします。

請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願に賛成の立場から発言します。

これは、湯山町の宮原さんにより提出された1,094名の請願です。県下一高い介護保険料に苦しんでいる市民の声がかような署名という形であらわれています。また、介護施設の入所についても100人待ちということです。

年金も減らされている状況の上、少ない年金から天引きされては生活に困るのではないのでしょうか。現在、憲法に規定している生存権が脅かされている状況で、その上、市民の負担が重いのは問題です。弱者に目を当てることこそ、市の行政だと考えます。

介護給付費準備基金があります。これを取り崩すことで保険料を下げるができますし、上乘せ、横出しサービスを福祉施策でやれば、引き下げが実現できます。介護保険発足当初、国の負担は25%とすと言っていました。現在、高浜市は23.09%の補助になっています。国に対しても、補助を25%要望することが必要ではないのでしょうか。近隣の市では基準月額を低く抑えています。周りの市とのバランスからいっても、高浜市だけかたくなに負担を市民に強いるのは問題ではないでしょうか。

よって、介護保険制度の改善を求める請願に賛成をします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情に対して、市政クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

最低賃金を全国一律、時間給1,000円以上、日額7,500円以上、月額16万円以上にしてほしいというのは理想的でございますけれども、今日の日本経済を支えているのは、中小・零細企業、いわゆる小規模事業者、個人企業等が大部分であります。今の経済状況からして、こうした事業所等、体力的に経営が成り立っていくのか、結果的に、ますます働く場所、働く機会を狭めさせてしまうおそれがありはしないかと考えられます。

また、安心・安全の確保、住民サービスの向上は、行政として必ず必要であると考えていますけれども、必ずしも正規職員でなければ、安心・安全の確保、住民サービスの向上を図ることができないとは思いません。効率的でかつ有効な行政運営をすることが必要であると考えます。

よって、本件に反対するものでございます。

以上です。

[5番 柴田耕一 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情、次に、陳情第5号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を求める陳情2件の陳情について、あわせて賛成討論を行います。

この案件は、名古屋市北区の春の自治体キャラバン実行委員会からの陳情で、代表は樽松佐一さんです。

私は、5つの趣旨で賛成討論といたします。

働く者の権利を守り、生活の向上を実現していただきについては、臨時・非常勤職員の最低賃金を時間額1,000円以上に、日額7,500円以上にしてくださいというところでは、日本の最低賃金は、先進国でも最低です。日本の最低賃金は月額12万円台で、購買力平価で計算すると、欧州主要国では19万円から24万円台の高水準となっており、先進国の中でも低いものとなっていることです。

住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを拡充していただきについては、委員会では、それぞれの自治体の特性、事情、環境等、さまざまな要因があることを考えれば、正規職員、非正規職員にこだわらず、安全・安心を確保し、住民の満足度にこたえることができればよいという意見もありましたが、本来、市民のプライバシーにかかわるものを扱うわけですから、正規職員が取り扱うべきですし、高浜市では、幼稚園や保育園の保育士、教諭が長年にわたって臨時で子供を見ている状況が続いていますが、正規職員と同じ職務で仕事をしていることから見ても問題です。

また、委員から、東日本大震災の後、道州制の導入ができていないから復興が早く進まないとの意見が出ましたが、復興が進まない原因はほかにあり、この間の市町村合併によって広大な面積となった基礎自治体においては、身近な議員がいなくなり、住民の声が議会に届かなくなっています。また、地域全体を知悉している職員や議員がいなくなることで、住民自治の後退が進行しています。道州制が導入されれば、人口1,000万人を超える広大な面積の道州政府となり、住

民自治に基づく地方自治体となり得ない危険性をはらんでおり、住民一人一人の基本的な人権と平和、自然環境との共生を第一にして、国と都道府県、基礎自治体が、本来の役割を発揮することこそ求められているものです。

さらに、憲法9条を擁護し、核兵器廃絶・平和に向けた施策に取り組んでくださいのところには、平和憲法を擁護し、核兵器のない世界を実現するために、世界で唯一被爆している日本の果たすべき役割は重要で、核兵器のない世界の実現を目指すという点で、非核自治体宣言を高浜市が行うなど世界にアピールするためにもこの陳情は重要です。

次に、国に対して以下の趣旨の意見書や要望書を提出していただきたいところでは、TPPはシンガポールやブルネイ、ニュージーランド、チリの4カ国が結んだ経済連携協定で2006年に発効したのですが、TPPに参加すると、関税をすべてなくす予定で、そうなれば、お米などは今100%近く自給しているのに、政府予測でも14%になるといいます。JA全中など農林漁業団体を初め、北海道などでの経済界、消費者団体を含む地域ぐるみの反対運動が展開されていますし、JAあいちもTPPには反対しています。

陳情第5号の憲法9条を擁護し、平和に向けた施策に取り組んでくださいの項で、中学校生徒の職場体験で、自衛隊の職場体験というのがあります。自衛隊の仕事を見ているだけだからとか、本人から行きたい旨の話が出たからと担当は言いますが、日本共産党は、憲法上からも認められないと考えますし、自衛隊は現在でも国民の中で意見が分かれている組織であり、中学生が職場体験をする場所として適当とは思えません。自衛隊に行きたいと言われても、指導する側として、とめる配慮が必要です。

また、知立市では、この愛知県キャラバンの陳情書を採択し、原子力発電の推進をやめ、エネルギー政策の転換を求める意見書を賛成多数で可決したとのこと。当高浜市でも、ぜひ本陳情を採択するようお願いいたします。

次に、陳情第6号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情。これは、名古屋市中村区名駅1-1-1 郵政産業労働組合東海地方本部、委員長藤森茂理夫さんより提出されている陳情です。

小泉改革で郵政を民営化してから、簡保の宿問題、一連の不祥事など債務超過などで国民の怒りと不信を大きく広げ、地方の山間部の郵便局の統廃合によるサービスの低下など、高浜の郵便局も刈谷を本局として運営されており、高浜市の利用者にとって非常に不便になっています。

政府は、国民のサービス向上の声を受けて、昨年からの継続法案として今通常国会に郵政改革関連法案を提出し、成立を目指しています。この法案は、現行の郵政民営化法と比較して、一定の前進的内容となっていますが、重大な問題もはらんでおります。直接、金融サービスを提供するゆうちょ銀行、簡保生命会社にユニバーサルサービス義務を課していないこと、郵便、貯金、保険の3事業一体経営になっていないこと、郵政改革関連法案の成立、施行に合わせ、日本郵便、ゆうちょ銀行、簡保生命の株式を3分の2近く売却すること、郵政3事業の目的が、公共の福祉

の増進と明確になっていないことです。

この重大な問題を訂正する内容を意見書として提出を検討してくださいという陳情であり、本案に賛成いたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります陳情第5号住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を求める陳情に対して、市政クラブを代表して、反対の立場にて意見を述べさせていただきますと思います。

陳情書の記述の1番目に、住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを拡充してくださいとあります。この中で、民営化、民間委託は行わないでくださいとありますけれども、総務省自治行政局が公表した地方公共団体における民間委託の推進に関する研究会報告書では、地方公共団体は厳しい財政状況にあります。近年の多様化、高度化する住民ニーズにこたえるために、民間が効率的な、なおかつ効果的に実施することができることは、民間にゆだねることを基本原則として述べられております。また、公共サービスには、行政が独占的に担うものではなく、民間に担われるものも存在しています。

従来、行政が担っていた公共サービスについても、行政でなければ対応し得ないもの以外は、住民の皆様方や民間企業へ積極的にゆだねることにより、市民一人一人の行政への関心も深くなり、より新しい公共空間を形づくりことができると考えられます。

現在の高浜市の財政状況を考えてみますと、民営化により競争原理が働くことにより、より安いコストで、よりよいサービスを市民の皆様が得ることができるであろうと考えられます。

したがって、高浜市もこの趣旨を踏まえて、民間にゆだねることは民間にゆだねて、簡素な行政運営に取り組んでおります。その意味で、この陳情第5号には反対させていただきます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、陳情第6号郵政民営化抜本見直しに関する陳情書について、反対の立場で討論いたします。

要求項目の3番目に、「全国2万4,600の郵便局のネットワークを維持し、山間、離島を含め、あまねくサービスを提供すること」とありますが、郵便局株式会社は、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険から窓口業務等の委託を受け、過疎地も含めた全国津々浦々に設置した郵便局を通じ、郵便、貯金、保険サービスを中心としたサービスを提供いたしております。

また、郵便局の公共性を踏まえ、利用者への利便性の向上と利用環境の改善への取り組みも感じられ、地域の実情に応じ、移動郵便局による窓口サービスや、涉外社員の公共施設への派遣といった出張サービスの提供、郵便局の分室の暫定的開設といった取り組みも見られます。

簡易保険の口座振替につきましても、民営化前は一定の銀行の口座に限られていましたが、民営化以降は代行収納制度により、ほとんどの金融機関の口座で保険料の引き落としができるようにも取り組んでおります。

以上のことからしても、今回の陳情に賛同する理由は見当たりません。そもそも民間金融機関にそのようなユニバーサルサービスの提供を義務づけた国はありませんし、聞いたこともありません。

よって、以上のことを理由に反対討論といたします。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長の許しを得ましたので、日本共産党高浜市議団を代表して、陳情第7号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情について、反対討論を行います。

本陳情は、教育基本法・学校教育法の改正、学習指導要領の全面改訂及び教科書検定調査審議会報告に基づき改善がなされた教科書であるか、調査研究を行うことを求め、最もふさわしい教科書選定を求めています。

一般論として本陳情が出されていますが、陳情団体のブログを開いてみますと、新しい歴史教科書をつくる会の教科書を評価する内容が掲載されていました。新しい歴史教科書をつくる会は、第二次世界大戦を侵略戦争、間違った戦争と記述している歴史教科書を自虐史観などと攻撃し、歴史の真実を認めない教科書を編纂しています。新しい歴史教科書をつくる会系列の自由社、育鵬出版から社会・公民の教科書を出版しています。推し量ると、陳情者はこれらの教科書の採択を暗に求めているものと思われます。もしそうだとすると、子供たちに誤った歴史を教えてしまい問題です。

また、育鵬出版の歴史教科書見本（2012年度用）、自由社歴史教科現行版（10年度用）は、子どもと教科書全国ネット、横浜教科書連絡会から、歴史年表及び図版の盗用疑惑を指摘されています。東京書籍版の2002年度版年表の「出来事」として177項目記載していますが、自由社10年度用165項目、育鵬出版の12年度用166項目が全く同じ表現になっています。問題教科書でもあります。

教育基本法にいわゆる愛国心が盛り込まれ、教科書の中にも盛り込まれました。私は国を愛する心は強制ではなく、自然に発露するものだと考えております。改正教育基本法には反対ですが、

真に国を愛する心があるならば、歴史の真実を認め、二度と誤りを繰り返さないことこそ、国を愛することではないでしょうか。真実を認めない教科書では、間違いに対して間違いという自立した真に国を愛する心は育ちません。

また、陳情の理由の中に、「意見書を教育委員会に提出していただきたく」とありますが、教育委員会は独立した機関と承知しています。市議会として行政委員会に意見を出すことは慎重にならざるを得ません。したがって、この陳情には反対をいたします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決をいたします。

議案第44号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

陳情第6号、陳情第7号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号、陳情第7号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく願いいたします。

請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・平和施策の充実を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号 郵政民営化抜本見直しに関する陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立なしであります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

次に、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、陳情第7号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

各常任委員長よりお手元に配付してありますとおり、総務建設委員会、一つ、商業振興について、一つ、農業振興について、一つ、環境事業について。

福祉文教委員会、一つ、危機管理について、一つ、福祉行政について、一つ、教育行政について。

以上の事項について、会議規則第98条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いため旨、議長に申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長の申し出のとおり、委員の任期まで、閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。



お諮りいたします。

高浜市議会の最高規範として制定した高浜市議会基本条例の前文の趣旨を遵守し、今後の議会及び議員のあり方等を調査、研究、検討することを目的とする8名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、閉会中においても調査、研究、検討を行い、調査、研究、検討が終了するまで継続することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会を設置し、閉会中においても調査、研究、検討を行い、調査、研究、検討が終了するまで継続することに決定いたしました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長より御指名申し上げます。

議会改革特別委員会委員に、磯田義弘議員、黒川美克議員、幸前信雄議員、北川広人議員、内藤とし子議員、磯貝正隆議員、内藤皓嗣議員、小野田由紀子議員、以上、8名を御指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。再開は11時10分。

議会改革委員会の方は、委員会室へお願いいたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時5分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会改革特別委員長に北川広人議員、同じく副委員長に幸前信雄議員であります。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、あいさつ。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成23年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月10日から本日28日までの19日間にわたりまして、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意1件、議案4件につきましては、慎重御審議の上、原案どおり御意見、御同意、あるいは御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。報告6件につきまし

でもお聞き取りを賜り、まことにありがとうございました。

御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考にさせていただきます。

議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げ、また、本日は特別委員会の設置をされました。改めて議会の改革に取り組まれる姿勢に敬意を表しまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって、平成23年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月10日開会以来、本日まで19日間にわたり、終始御熱心に御審議いただきました。本日にここにその全議案を議了して、閉会の運びとなりましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

当局におかれましては、会期中に出されました意見、要望などを十分、尊重されまして、今後の施策の上に反映されますことを強く要望し、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

午前11時7分閉会

---